

令和 7 年度労働報酬下限額について

令和 7 年度における労働報酬下限額を定めたので、江戸川区公契約条例（平成 22 年 3 月江戸川区条例第 1 号） 第 21 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事請負契約については、令和 7 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 6 年 12 月 23 日

江戸川区長 斉 藤



業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1,350 円
---------	-----------------

※ ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

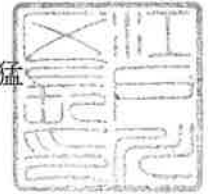
以上

令和7年度労働報酬下限額について

令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号）第21条第3項の規定により、以下のとおり告示する。

令和7年3月24日

江戸川区長 斉藤 猛



工事請負契約

(単位：円/1日当たり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
2	普通作業員	24,120	28	潜水土	44,910
3	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
4	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
5	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
6	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
7	石工	29,520	33	型わく工	28,530
8	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
9	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手（特殊）	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手（一般）	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	25,635
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	26,448
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員 A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員 B	15,840
26	高級船員	34,380			

※ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり12,950円とする。

以上